

回答日 7月23日（水）

項番	項目	詳細	質問	回答
1	募集要項 10ページ	14-(2) 指定管理者との協定の締結	「提案のあった指定管理料の額を基本として、市と協議の上、指定管理料を決定します」とあるが、指定管理候補者を決定してから、提案した指定管理料の増額や減額があるのでしょうか。	提案いただいた金額が基本になりますが、協議の上指定管理料が変更になる場合があります。
2	管理業務仕様書 1ページ	4-(1)-① 町会への公園清掃・草刈り業務委託	多くの都市公園・児童遊園にはゴミ籠が設置されていますが、ゴミ回収業務や運搬処分費用、清掃業務は町会委託でしょうか。または指定管理者が実施するのでしょうか、ご教示下さい。	ゴミの回収及び処分は原則指定管理者で行っていただきます。日常管理等は町会委託で行う又は住民からの要望次第で指定管理者が対応することとなります。
3	管理業務仕様書 2ページ	5-(1)-④ 植物管理の水準	「発生した枝葉は、作業当日内に所定の場所に集積のうえ、できる限りリサイクルに努めること」とあるが、所定の場所は指定管理者が決定できるのでしょうか。または市が指定した場所でしょうか。	指定管理者が決定しますが、現場状況に応じて市との協議が必要な場合もございます。
4	管理業務仕様書 2ページ	5-(1)-④ 植物管理の水準	「発生した枝葉は、作業当日内に所定の場所に集積のうえ、できる限りリサイクルに努めること」とあるが、リサイクル方法に指定はありますでしょうか。また、集積に係る費用や、集積場所の管理費用は指定管理者が負担するのでしょうか、ご教示下さい。	リサイクル方法に指定はありません。集積に係る費用は指定管理料に含まれております。
5	管理業務仕様書 3ページ	7-(1) 公園づくりに関すること	「地域にとって親しみやすい公園づくりに、積極的に取り組むように努めること」とありますが、中央公園等および体育館・運動広場等指定管理者管理業務仕様書にある、パークコーディネーター(地域や市民と連携して公園づくりを行う専門スタッフ)の認識で良いのでしょうか。	本グループに関してはパークコーディネーターを必ず配置させる必要はございません。地域と連携を取りながら公園づくりを進めていただきたいため、記載しております。
6	管理業務仕様書 3ページ	7-(1) 公園づくりに関すること	上記のパークコーディネーター(地域や市民と連携して公園づくりを行う専門スタッフ)を設置する事が望ましい場合、公園管理区域内に常駐、もしくは事業所や受付窓口を設置して対応するという認識で良いのでしょうか。	項番5をご覧ください。